

長浜市告示第198号

長浜市地域介護予防通所活動支援補助金交付要綱（平成28年長浜市告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第2条を次のように改める。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、市内に活動拠点を持ち、地域住民が主体となって運営する団体であって、本市に住所を有する65歳以上の者が5人以上所属するもの（以下「団体」という。）とする。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 高齢者の体力向上、閉じこもり予防等のための活動であること。
- (2) 次に掲げる講座（講師は当該団体の構成員以外の者に限る。）のいずれかを1年度につき2回以上開催すること。
 - ア 「ながはま きゃんせ体操」等の運動・体操の実践に関する講座
 - イ 栄養士等による栄養に関する講座
 - ウ 歯科衛生士等によるお口の健康に関する講座
 - エ 保健師等によるフレイル予防に関する講座
 - オ 認知症予防に関する講座
 - カ その他市長が介護予防に資すると認める講座
- (3) 活動内容及び活動状況を地域の高齢者に広く周知し、積極的に地域の新規参加者を受け入れること。
- (4) 本市ホームページ等への団体の活動内容、講座の開催場所、開催日時等の掲載に同意すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利行為、政治活動、宗教活動等を目的とする事業
- (2) 特定の趣味の集まり等の参加者が限定される事業
- (3) 法令又は公序良俗に反する事業
- (4) 長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金交付要綱（平成28年長浜市告示第131号）又は長浜市老人クラブ活動補助金交付要綱（平成18年長浜市告示第251号）に基づく補助金の交付を受けて実施する事業
- (5) 前号に掲げるもののほか、この要綱による補助金以外の本市の補助金等の交付を受

けて実施する事業

(6) 本市との委託契約に基づき実施する事業

別表運営支援補助金の項を次のように改める。

運営 支援 補助 金	通所活動の運営に要する経費（人件費、講師謝礼（当該団体の構成員以外の者に限る。）、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料及び賃借料、備品購入費等）。ただし、飲食代、景品代、大会参加費、慶弔費及び寄付金を除く。	通所活動を1回1時間以上かつ月3回以上実施することを原則とし、年間30回以上実施すること。 なお、地域共生型活動の回数は、原則として、全体の2分の1以内とする。	1 / 2	40,000円	交付は1団体当たり1会計年度に1回とする。
---------------------	--	---	-------	---------	-----------------------

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。